

2024年10月23日
株式会社 bitFlyer

各位

ポリゴンエコシステムトークン（POL）取扱い開始予定のお知らせ

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、販売所において2024年10月28日（月）から Ethereum 上のポリゴンエコシステムトークン（以下「POL」）の取扱いを開始することをお知らせいたします。

なお、当社では POL 取扱い開始後も引き続き Ethereum 上のポリゴン（以下「MATIC」）の売買及びお預入れ・ご送付、かんたん積立に対応いたします。

当社は今後も暗号資産の取扱いを積極的に増やしていくことで、お客様の投資の選択肢及び web3 への参画の機会を提供してまいります。



■ POL の概要

通貨名：ポリゴンエコシステムトークン（Polygon Ecosystem Token）

ティッカーシンボル：POL

特徴：PolygonPoS は、手数料の高騰や処理速度の低下などイーサリアムブロックチェーンが抱えるスケーラビリティ問題を解決、補完するために作られたブロックチェーンです。POL はエコシステム内のすべてのチェーンにおいて、バリデーターの報酬及びコミュニティ資金など、複数の役割を担うことが期待されています。ユーザーは、POL を用いることでエコシステム内のバリデーターとして改善提案を行い、ネットワークの向上へ貢献することができます。

出典：Polygon Labs

■ MATIC の取扱い

POL 取扱い開始後も当社では引き続き Ethereum 上の MATIC の売買及びお預入れ・ご送付、かんたん積立に対応いたします。

なお、POL 及び MATIC の発行体である Polygon Labs はメインチェーン（以下「Polygon PoS」）上の MATIC の名称を POL に変更しました。また、Polygon Labs は当社で取扱っている Ethereum 上の MATIC について、将来的に廃止して POL へ置き換える予定であるとしています。詳しい時期については明らかにされておらず、Polygon Labs から発表がありましたら当社でも速やかにお知らせいたします。

ブロックチェーン	トークンの名称	当社での取扱い
Polygon PoS	MATIC ⇒ POL	×
Ethereum	MATIC (ERC-20)	○
	POL (ERC-20)	○ (10/28 ~)

■ 注意事項

- ・当社で取扱う POL 及び MATIC は Ethereum 上のトークンであり、Polygon PoS 上のトークンは現時点で取扱っておりません
- ・Polygon PoS 上の POL 及び MATIC のお預入れまたはご送付には対応しておりません
- ・当社の口座で Ethereum 上の POL 及び MATIC をお預入れまたはご送付される際は、ブロックチェーンのネットワークが Ethereum であることを十分にご確認いただきますようお願いいたします

bitFlyer グループについて

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ、2014年に株式会社 bitFlyer は創業しました。お客様にご愛顧いただき、国内でビットコイン取引量 8年連続 No.1* を達成しました。bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産交換業を展開しています。また、株式会社 bitFlyer Blockchain では独自ブロックチェーン Miyabi を開発・提供し、暗号資産取引所に上場するトークンの基盤システムなどに採用されています。さらに、株式会社 Custodiem では機関投資家による暗号資産への投資が広がることを想定し、機関投資家を対象にした暗号資産の預かり事業（クリプトカストディ事業）を新たに展開する予定です。グローバルに web3 事業を展開するグループ間の相乗効果を活かしてアジア No.1 の web3 カンパニーを目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

* 国内暗号資産交換業者における 2016年～2023年の差金決済及び先物取引を含んだ年間出来高。
(日本暗号資産取引業協会が公表する統計情報及び国内暗号資産交換業者各社が公表する取引データに基づき当社にて集計。日本暗号資産取引業協会の統計情報については 2018年以降分を参照)

【注意事項（よくお読みください）】

- ・ 暗号資産は法定通貨ではありません
- ・ 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます
- ・ 暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります
- ・ 暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります
- ・ 暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります
- ・ 暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください
- ・ 販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです
- ・ 暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です
- ・ 契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認くださいの上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会及び金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>